

景観審議会

－ 景観形成基準の検討 －

令和6年度 第3回会議資料

令和6年10月25日（金）

(序文) 今回の審議内容

社会的課題に対応するため見直しを検討する景観形成基準

①高さ

②色彩

③屋根形状

④太陽光発電設備

第3章行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)の変更の検討

2. 景観重点区域の行為の制限

景観重点区域においては、3つの区域区分ごとの景観形成方針に従い、次のとおり、景観形成基準を定めます。ただし、景観アドバイザーや景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観形成に与える影響が小さいと認められるものについては景観形成基準を適用しないことができます。

① 建築物

対象	景観形成基準		
	景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
形態意匠の制限	素材・形状 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根(3/10～6/10の勾配)とする。 屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準(※1)に基づくとする。 		
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくとする。 		
外観	素材・形状 <ul style="list-style-type: none"> 壁面については、周囲の建築物と調和させる。 公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近似的なもの、または質感が自然素材に近似的ものを使用する。 		
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくとする。 従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくとする。 ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。 		
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯(※2)からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 山なみの視線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。 		
	建築設備 <ul style="list-style-type: none"> 空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないようにするが、色彩基準に基づき修繕する。 		
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、10m以下とする。 視点帯からの眺望を阻害しない高さとする。 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 周囲の集落景観や田舎景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、13m以下とする。 視点帯からの眺望を阻害しない高さとする。 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 周辺の集落景観や田舎景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。

② 工作物

対象	景観形成基準		
	景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
形状意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 電柱・鉄塔は、形状をボールとする。 外装に使用する素材は、石材・木材・コンクリート・金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合は色彩は、色彩基準に基づくとする。 		
	【位置・配置】 <ul style="list-style-type: none"> 視点帯からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 視点帯から見て地形に配慮した配置とする。 		
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、10m以下とする。 【形状・工作物Ⅱのみ】眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、13m以下とする。 【形状・工作物Ⅱのみ】眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 やむを得ない場合は、目立たないように修繕する。 		
形状意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 塔・碑は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合は色彩は、色彩基準に基づくとする。 公共空間から視認できない部分については、この限りではない。 		
	高さの最高限度 <ul style="list-style-type: none"> 機能を保つ上で必要最小の高さとする。 		
形状意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 水門・堰に配布する場合の色彩は、色彩基準に基づくとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。
	【位置・配置】 <ul style="list-style-type: none"> 視点帯からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 視点帯から見て地形に配慮した配置とする。 公共空間から見えないように周囲に植栽・緑地などを行い修繕する。 立体駐車場及び立体駐車場の形態は、2層又は1層2段構造とする。 		
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、10m以下とする。 視点帯からの眺望を阻害しない高さとする。 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは、13m以下とする。 視点帯からの眺望を阻害しない高さとする。 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 視点帯からの眺望の背景となる山なみの視線や松原のスカイラインを越えないように配慮する。 やむを得ない場合は、目立たないように修繕する。 		
形状意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の設置は、景観と調和するよう色彩を選定する。 複層空枠で設置する場合、色彩は同じものを使用する。 内蔵光源は明る過ぎないようにする。 やむを得ず、公共空間から見えない場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。 		

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

- (1) 顕著な普遍的価値
- (2) 資産の保存管理方針
- (3) 緩衝地帯
- (4) 緩衝地帯のゾーン毎の管理方針
- (5) 包括的保存管理計画と宗像市景観計画の視点場
- (6) 顕著な普遍的価値を守るための景観計画

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

- (1) 検証する視点場の設定
- (2) 高さ・色彩・屋根形状の特徴
- (3) 視点場からのフォトモンタージュ (遠景)
- (4) 視点場からのフォトモンタージュ (近景)
- (5) 考察
- (6) 結論
- (7) 範囲の設定

3. 太陽光発電設備の検証

- (1) 太陽光発電設備の特徴
- (2) 考察
- (3) 結論

4. まとめ

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(1) 顕著な普遍的価値

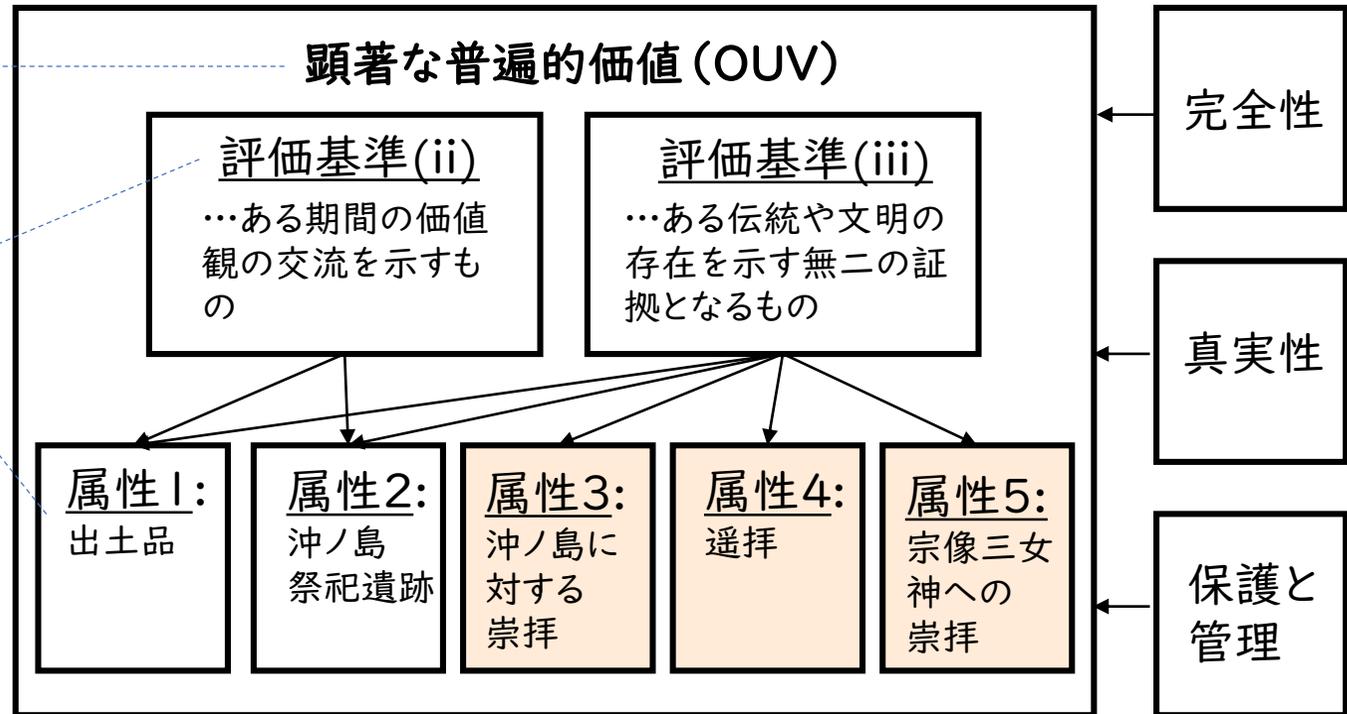
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、**古代祭祀の変遷**と古代から現代まで続く「**神宿る島**」への**崇拝**の伝統を現代に伝える類まれな例として、**顕著な普遍的価値**を有している

〈世界遺産の価値構成図〉

世界遺産として認められるために必要な、人類全体に共通した重要性をもつ文化的価値

OUVを測る具体的な基準

OUVを構成する具体的な要素や特徴



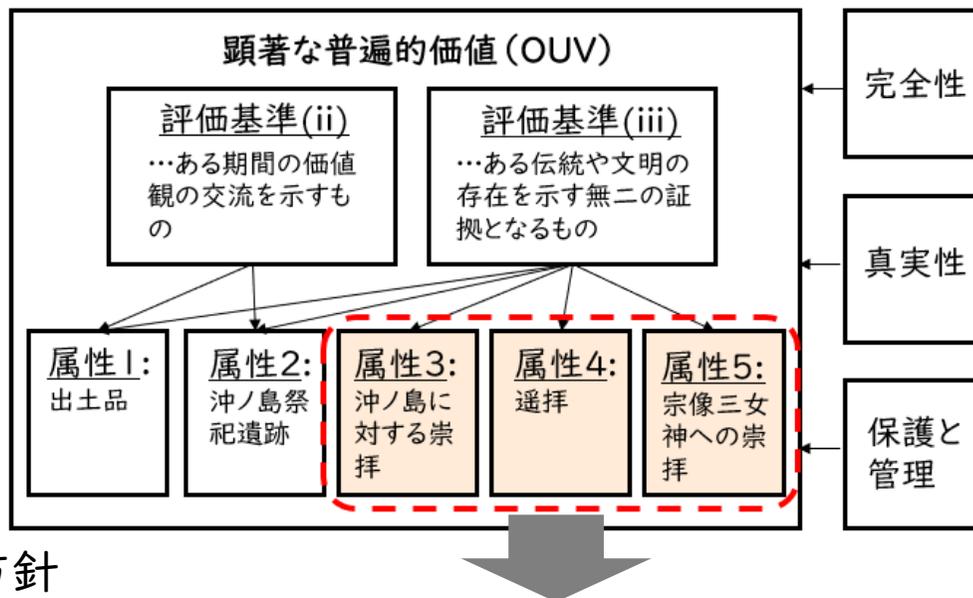
**「評価基準」「完全性」「真実性」「保護と管理」を満たすことで、
顕著な普遍的価値を持つと認められ、世界遺産に登録されることができる**

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(2) 資産の保存管理方針

■ 資産の保存管理方針

… 顕著な普遍的価値の属性を確実に保護するための方針



■ 景観計画が影響を与える属性の保存管理方針

属性	属性3: 沖ノ島に対する崇拜	属性4: 遥拝	属性5: 宗像三女神への崇拜
要素 (景観に関連するもののみ抜粋)	・九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	・九州および大島から沖ノ島に開けた眺望 ・「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遥拝所	・古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮
保存管理方針	構成資産周辺の景観を保全する		
	住民生活に支障をきたさないよう調整を図る		
	—	沖津宮遥拝所および御嶽山山頂から沖ノ島への眺望を保全する	—

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(3) 緩衝地帯

■ 緩衝地帯とは … 資産の顕著な普遍的価値への負の影響を防ぐため、個々の構成資産から視認可能となる範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する範囲を緩衝地帯に設定

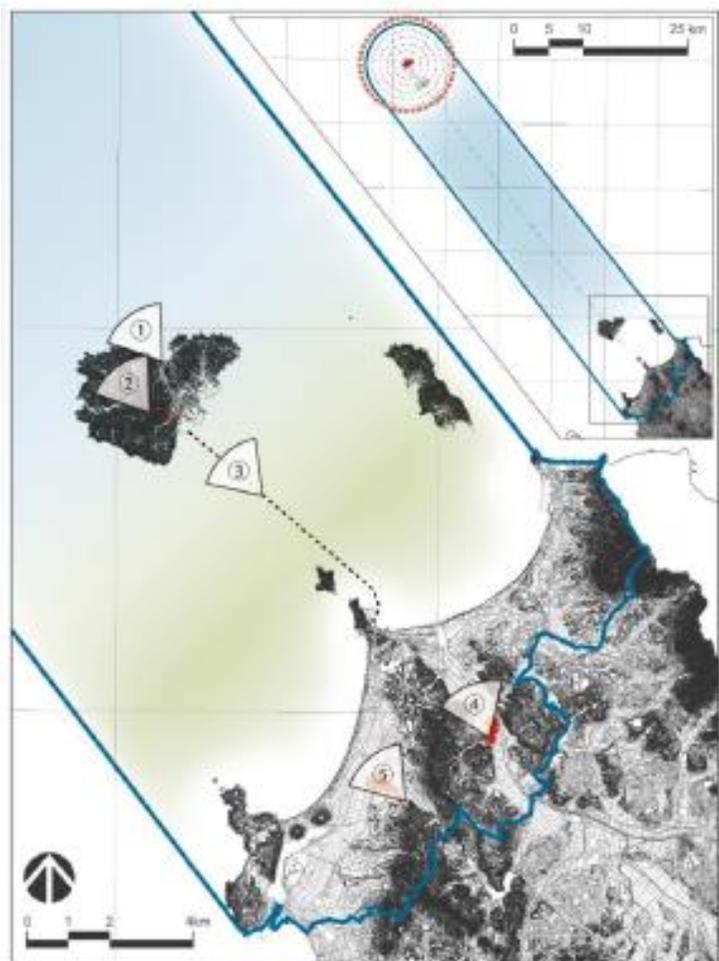


図4-1 資産の視点場・眺望景観

緩衝地帯の基本的な考え方

- ① 構成資産間および海への眺望を保全すること
- ② 資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
- ③ 資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

緩衝地帯 = 景観重点区域

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(4) 緩衝地帯のゾーン毎の管理方針

緩衝地帯 = 景観重点区域

■ 緩衝地帯の保存管理方針

… 緩衝地帯は、構成資産を取り囲む海と陸の広域におよび、地域によって特性が異なるため、地域特性に応じた管理方針が設定されている

→ 緩衝地帯のゾーン毎の管理方針

■ 緩衝地帯のゾーン毎の管理方針（一部抜粋）

地区	管理方針
B. 沖ノ島－大島間 (海域)	・御嶽山山頂及び沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望を保全する ・海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する
C. 大島 (大島全島)	・構成資産(中津宮・沖津宮遙拝所)周辺の景観を保全する ・住民生活に支障をきたさないように調整を図る
D. 大島－九州本土間 (海域、地島、勝島)	・御嶽山山頂から九州本土側への眺望を保全する ・海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する
E. 辺津宮周辺 (九州本土)	・構成資産(辺津宮)周辺の景観を保全する ・辺津宮の下高宮祭祀遺跡から釣川への眺望を保全する ・住民生活に支障をきたさないように調整を図る

→ 視点場を設定

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(5) 包括的保存管理計画と宗像市景観計画の視点場

包括的保存管理計画の視点場

- ① 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望
- ② 御嶽山山頂から沖ノ島への眺望
- ③ 神湊—大島間渡船航路からの眺望
- ④ 下高宮祭場祀遺跡から釣川流域への眺望
- (⑤ 展望所から新原・奴山古墳群への眺望) ※福津市

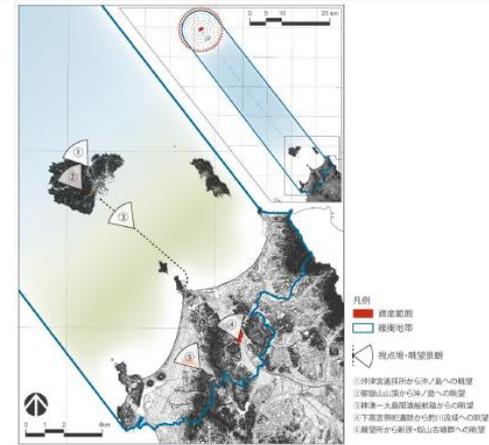
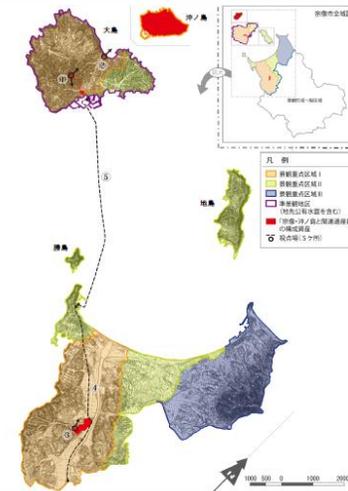


図4-1 遺産の視点場・眺望景観

宗像市景観計画の視点場

- ① 大島御嶽山から沖ノ島及び本土側への眺望
- ② 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望
- ③ 辺津宮の高宮祭場から釣川河口への眺望
- ④ 亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望
- ⑤ 神湊から大島間の渡船航路からの眺望



- 包括的保存管理計画で設定する視点場と宗像市景観計画で設定する視点場は、ほぼ同一
- 世界遺産の保全において重要な視点場は、景観計画においても重要な視点場

1. 世界遺産の保全と景観計画の役割

(6) 顕著な普遍的価値を守るための景観計画

包括的保存管理計画より一部抜粋

(1) 資産の周辺環境 (P.35)

本資産は沖ノ島、大島、九州本土の3つのエリアに構成資産が展開している。大島の御嶽山山頂からは沖ノ島とその反対方向に九州本土を見渡すことができ、宗像大社の三宮は相互に視認できる位置にある。新原・奴山古墳群は、大島や沖ノ島へ続く海を望む台地上にあり、墳墓と海を望む立地や周囲の景観が一体となっている。特に、顕著な普遍的価値の属性にも位置付けられている沖ノ島への「遥拝」に代表される信仰の景観を保全するためには、資産と周辺環境が一体となった九州および大島から沖ノ島へと開けた眺望を確実に保全する必要がある。また、釣川沿いに位置する辺津宮や新原・奴山古墳群の周囲の田園景観は沖ノ島へと続くかつての入り海をしをばせる。この景観は、資産と海との関係を裏付ける意味で重要である。資産の周辺環境は、大きな開発を受けることなく、玄界灘の島嶼部および海岸部の豊かな自然環境や田園景観が良好に保全されている。また、資産周辺の海岸沿いや島嶼部には多くの漁村があり、宗像三女神への崇拝を担ってきた住民が多く居住している。また、現在も沖ノ島周辺の海域は良好な漁場として利用されている。こうした資産と地域住民の生活との調和も周辺環境を保全する上で重要である。

顕著な普遍的価値を守るため景観計画で守るもの

①眺望景観の保全 ②周辺環境との一体性

- 単に「伝統的な日本建築を守る」のではなく、沖ノ島への信仰を語り継ぐ「眺望景観の保全」を守ることが最も重要である。
- 「眺望景観の保全」とは良好に保全されている自然環境等の「周辺環境との一体性や連続性の保全」である。

市として景観計画で守るもの

- 多様な景観特性の一つである世界遺産
- 海、山、川、田園等の豊かな自然と調和した景観

景観形成基準の変更がどのような影響を与えるかを検証

社会的課題に対応するため見直しを検討する景観形成基準

①高さ

②色彩

③屋根形状

④太陽光発電設備

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

①～③の検証

社会的課題に対応するため見直しを検討する景観形成基準

①高さ

②色彩

③屋根形状

④太陽光発電設備

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(1) 検証する視点場の設定(どこから見る)

包括的保存管理計画の視点場

- ① 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望
- ② 御嶽山山頂から沖ノ島への眺望
- ③ 神湊—大島間渡船航路からの眺望
- ④ 下高宮祭場祀遺跡から釣川流域への眺望
- (⑤ 展望所から新原・奴山古墳群への眺望)※福津市

宗像市景観計画の視点場

- ① 大島御嶽山から沖ノ島及び本土側への眺望
- ② 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望
- ③ 辺津宮の高宮祭場から釣川河口への眺望
- ④ 亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望
- ⑤ 神湊から大島間の渡船航路からの眺望

検証する視点場

宗像市景観計画の視点場①・②については、視点場から建築物・工作物等は視認できないため、視点場として検証しない

国道495号沿いについて

道の駅

⑤ 神湊から大島間の渡船航路からの眺望

- 景観重点区域内で賑わいのある「道の駅むなかた」が面する国道495号沿いについては、どの視点場からも視認できない。
- 宗像市景観計画の視点場⑤神湊から大島間の渡船航路では、計画に基づいて建てられた建築物等は視認できない。

フォトモンタージュで検証する視点場

- ① 高宮祭場から釣川河口への眺望 遠景
- ② 県道69号からの眺望 遠景 近景
- ③ 渡船航路から本土側への眺望 遠景
- ④ 渡船航路から大島側への眺望 遠景

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

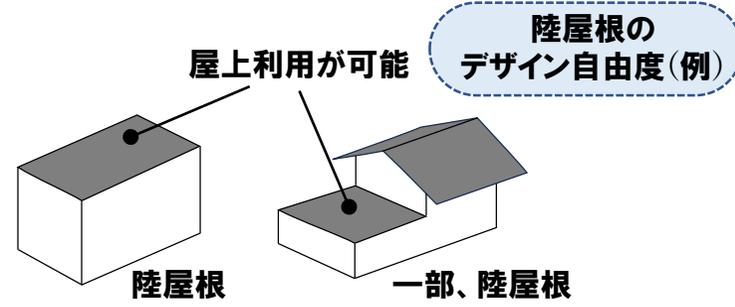
(2) 高さ・色彩・屋根形状の特徴(なにを見る)

■ 景観形成基準(高さ・色彩・屋根形状)の特徴

高さ	色彩	屋根形状		
		勾配屋根		陸屋根
		切妻屋根	差し掛け屋根	
<ul style="list-style-type: none"> 高い建物は、存在感が増し、周囲の景観への影響が大きくなる 景観全体のバランスを保ち、圧迫感を軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> 景観に統一感を生み出し、個々の建築物が突出しないようにする 建築物の形状や素材、周辺環境との関係によって、景観に与える影響が変化する 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な景観によく見られる形状 景観への馴染みが良い 眺望への影響は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 軒の出が長すぎると圧迫感を与える可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 現代的な景観によく見られる形状 周囲の環境によっては、<u>圧迫感を与えたり、景観との調和を損なう場合がある</u> デザインの自由度が高い
		<ul style="list-style-type: none"> 勾配があるため、高さ方向のボリュームを抑え、圧迫感を軽減することができる 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルな形状であり、現代的な建築物にも馴染みやすい 勾配を活かし、太陽光発電設備を設置しやすい

■ 高さと屋根形状の関係

	勾配屋根	陸屋根
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さが高いほど、屋根形状の影響は大きい 建築物の高さが低いほど、屋根形状の影響は比較的少ない 高さ制限を厳しくすることで、屋根形状の自由度を高めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが高くなると存在感が増し、景観への影響も大きくなる
色彩	—	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の色彩に合わせることで、周囲との一体性を保つことができる



- 平常時は屋上テラス(展望等)や設備機器の設置場所として、災害時は避難場所(浸水の際の緊急避難場所)として利用可
- 内部の空間的な制約が少ない

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(2) 高さ・色彩・屋根形状の特徴 (なにを見る)

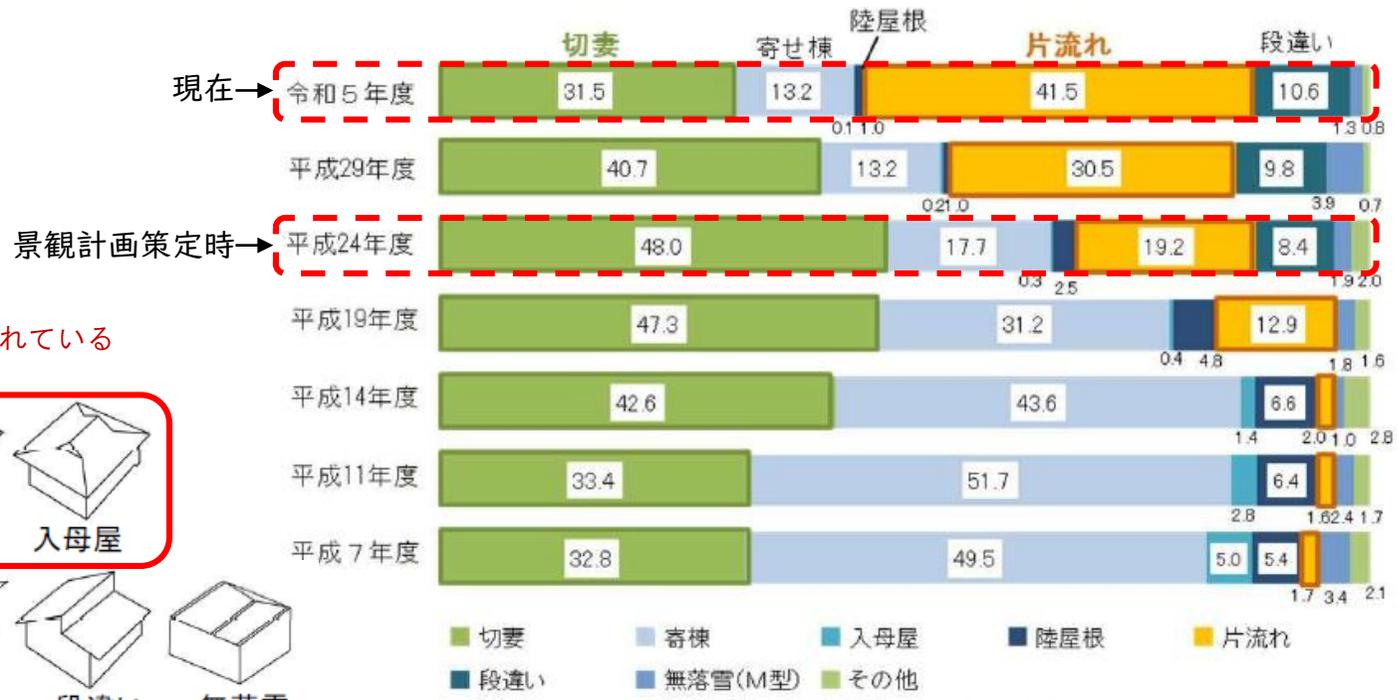
■ 主流な屋根形状の変化

平成24年度においては、切妻や寄棟が半数以上の割合を占めていたものの、令和5年度においては、片流れや差し掛け(段違い)が半数以上の割合を占めている。

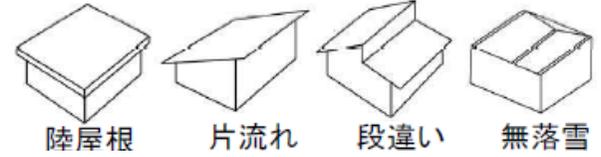
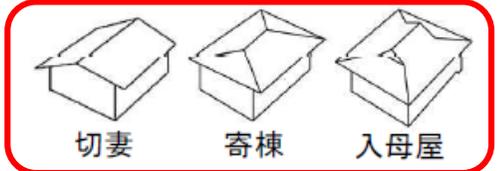
(背景)

- ・新築戸建て住宅は、ZEH*の普及等により、片流れや差し掛け(段違い)が多くなっている
- ・事業者はZEH化率50~70%を2025年の目標に掲げており、ZEHの建築の加速化が予測される
- ・福岡県の2022年度のZEH普及率は36.6%(注文住宅)と全国平均(33.5%)よりも高い

*ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅



※現景観計画で認められている屋根形状



※平成19年度以前の調査の設定には、「段違い」の選択肢を設けていなかった。

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

①高宮祭場から釣川河口への眺望A(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

①高宮祭場から釣川河口への眺望A(修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

①高宮祭場から釣川河口への眺望B(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

①高宮祭場から釣川河口への眺望B(修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

② 県道69号からの眺望A(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

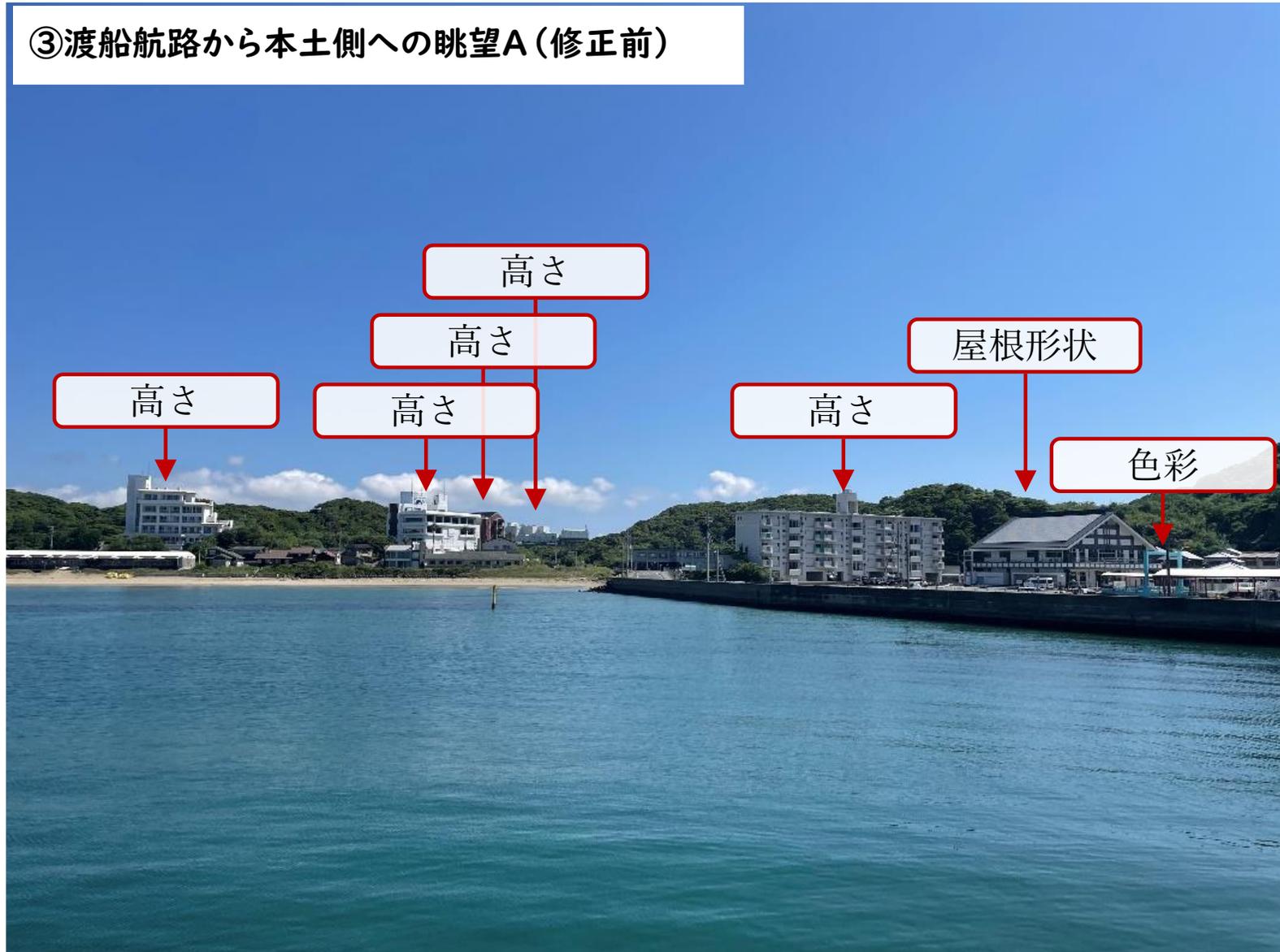
② 県道69号からの眺望A (修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

③渡船航路から本土側への眺望A(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

③渡船航路から本土側への眺望A(修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

③渡船航路から本土側への眺望B(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

③ 渡船航路から本土側への眺望B (修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

④ 渡船航路から大島側への眺望(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(3) 視点場からのフォトモンタージュ(遠景)

④ 渡船航路から大島側への眺望(修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(4) 視点場からのフォトモンタージュ(近景)

② 県道69号からの眺望A(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(4) 視点場からのフォトモンタージュ(近景)

② 県道69号からの眺望A (修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(4) 視点場からのフォトモンタージュ(近景)

② 県道69号からの眺望C(修正前)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(4) 視点場からのフォトモンタージュ(近景)

② 県道69号からの眺望C (修正後)



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(5) 考察

■ 景観形成基準の変更が眺望景観に与える影響

		景観形成基準		
		高さ	色彩	屋根形状
視点場	遠景	影響あり	影響あり	影響なし
	近景	影響あり	影響あり	影響あり

※影響あり：
景観形成基準の変化が視認できる

※影響なし：
景観形成基準の変化が視認されにくい

● 現行の基準を遵守することで、一体性・連続性を保つことができる。

● 視点場（遠景・近景）からの眺望を阻害しない。

● 屋根形状は視点場（遠景）から視認されにくく、高さ・色彩の基準を遵守することで、どの屋根形状も、周囲との一体性・連続性を乱さず、眺望を阻害しない。

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(5) 考察

■ 景観形成基準の変更が眺望景観に与える影響

		景観形成基準		
		高さ	色彩	屋根形状
視点場	遠景	影響あり	影響あり	影響なし
	近景	影響あり	影響あり	影響あり

※影響あり：
景観形成基準の変化が視認できる

※影響なし：
景観形成基準の変化が視認されにくい

- 勾配屋根が多いため、陸屋根よりも勾配屋根の方が、周囲との一体性が保たれやすい。
- 同じ勾配屋根であっても、片流れ・段違いよりも、現計画で定める切妻・寄棟・入母屋の方が、周囲との一体性、特に連続性が保たれやすい。
- 切妻・寄棟・入母屋が望ましいものの、陸屋根・片流れ・段違いが単に悪いのではなく、高さ・色彩の規制を遵守するとともに、位置によっては、周囲との一体性を保つことが可能である。
- 陸屋根を無理に勾配屋根にすることで、建築物と周囲の景観との調和が損なわれ、まとまりのない印象を与えてしまうことがあるため、陸屋根を一律に規制することは適切ではない。

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(6) 結論

○“高さ”の制限

⇒現状の基準内に高さを制限することで、後背の山並みの稜線を阻害しないため、現状の制限を継続する。

○“色彩”の制限

⇒現状の基準内に色彩を制限することで、自然景観など周囲と調和した景観が保たれるため、現状の制限を継続する。

○“屋根形状”の制限

⇒屋根形状の変化が視認されやすい「視点場④亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望」の一体性を保つため、道路から一定の距離の範囲を、現計画どおり、切妻・寄棟・入母屋の勾配屋根(3/10~6/10)とする。

当該範囲外については、高さ、色の制限により、視点場からの眺望への影響は小さいため、切妻・寄棟・入母屋に加え、差し掛け・片流れ・陸屋根を認めることとする。ただし、6寸を超える勾配屋根と、切妻・寄棟・入母屋・差し掛け・片流れ・陸屋根以外の屋根形状は、原則として認めないこととする。

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(7) 範囲の設定

前ページ「屋根形状の制限」より抜粋

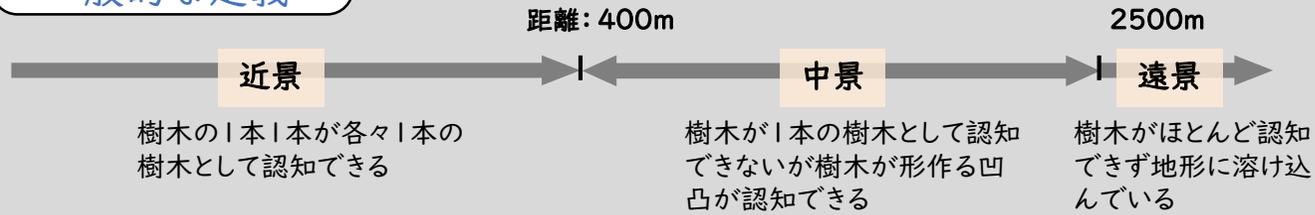
屋根形状の変化が視認されやすい「視点場④亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望」の一体性を保つため、道路から一定の距離の範囲を、現計画どおり、切妻・寄棟・入母屋の勾配屋根(3/10~6/10)とする。

→ 「視点場④亀石橋から神湊までの県道69号等」の一定の範囲を設定する

■ 近景の定義



一般的な定義

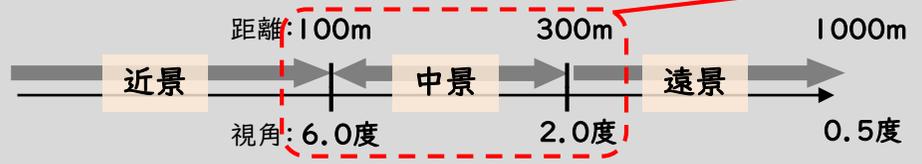


100m~300mにおいて、屋根形状の変化が視認されにくい境界は?



農林水産省の定義 ※農業農村整備事業における景観配慮の技術指針より

上記の一般的な定義をもとに、視対象の大きさを考慮したもの



遠景 (域):	視距離 (m) = 100 × H (m) ~ 30 × H (m)	視角が 0.5 度 ~ 2.0 度
中景 (域):	視距離 (m) = 30 × H (m) ~ 10 × H (m)	視角が 2.0 度 ~ 6.0 度
近景 (域):	視距離 (m) = 10 × H (m) ~	視角が 6.0 度 ~

<景観重点区域 I の場合(高さの最高限度 10m)>

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

前ページ写真拡大

宗像大社

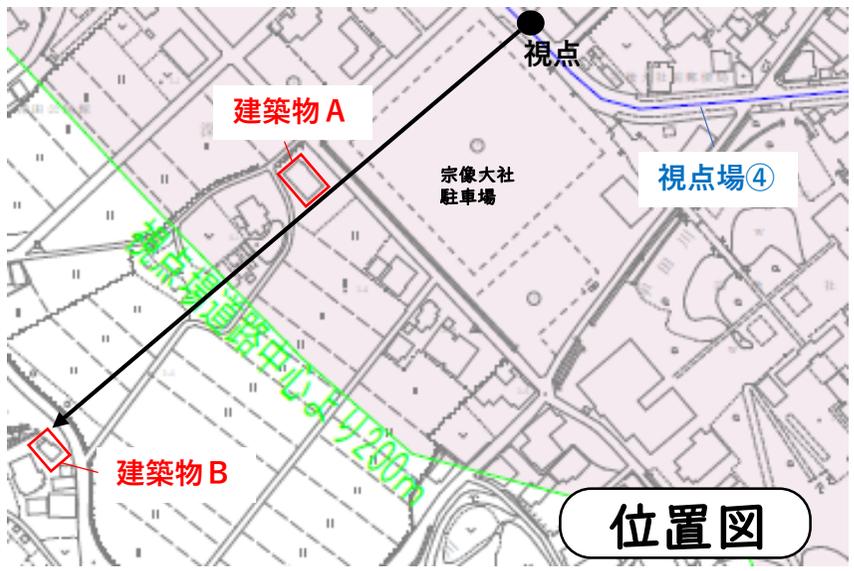
むなかた館



建築物 B

建築物 A

宗像市定義：200mまでを近景とする



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

■ 見る方向の定義

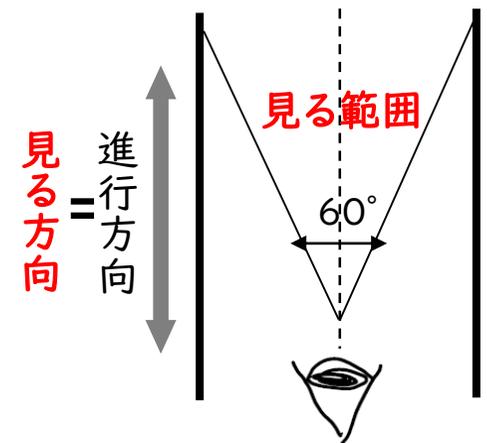
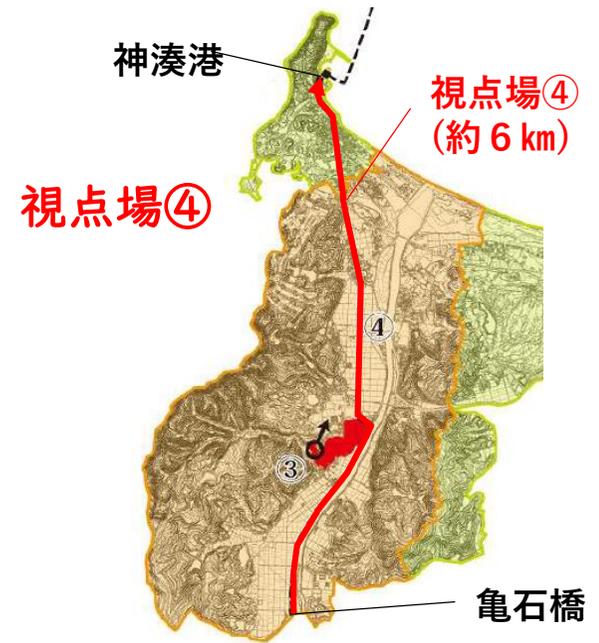
- ・シーン景観 … 視点が固定されている景観 (場)
- ・シークエンス景観 … 視点の移動に伴い継起的に変化する景観 (軸)

※一般的に考え、視点場④の亀石橋から神湊港までの距離約6kmを連続して歩くことは難しいため、全ての区間をシーン景観として設定しない。

■ 見る範囲の定義

視野角 … 見ている範囲
 人の視野角は60° (人間の視野特性「視野60°コーン説」)

- ・進行方向に向かった視野角
- ・進行方向に向かった視野角 + 進行方向横の視野角



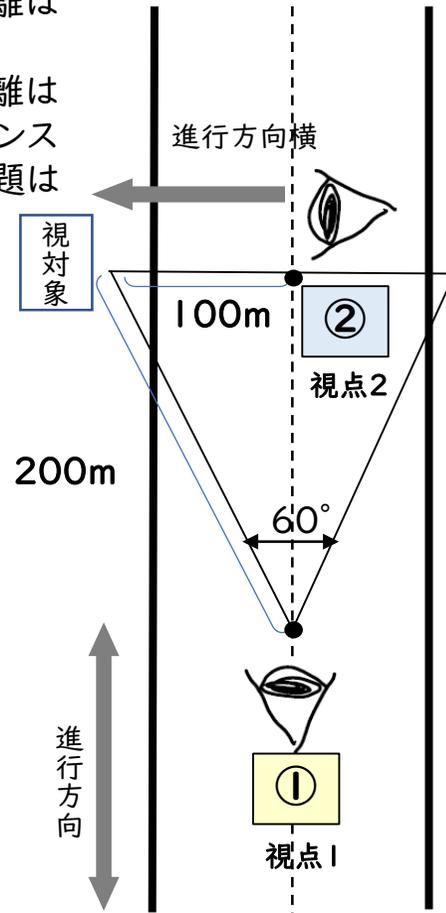
	見る方向の定義	見る範囲の定義
①	シークエンス景観 (軸)	進行方向に向かった視野角
②	シーン景観 (場)	進行方向横の視野角

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

■近景 × 方向 × 範囲

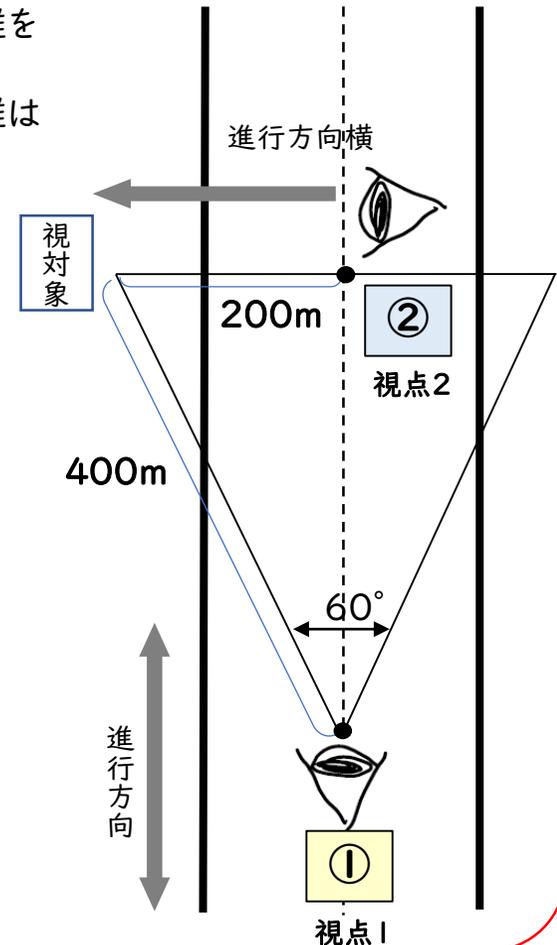
① シークエンス景観のみの場合

視点2から視対象までの距離は100mであるものの、視点1から視対象までの距離は200mであるため、シークエンス景観の考え方で捉えると問題はない。



① シークエンス景観 + ② シーン景観 の場合

構成資産周辺への影響を鑑み、視点2から視対象までの距離を200mとすると、視点1から視対象までの距離は400mとなる。



視点場の特徴上、シークエンス景観の考え方であるものの、構成資産周辺への影響を鑑み、県道69号等の中心線から200mを一定の範囲とする

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

■ 視点場④の特徴整理

景観重点区域Ⅱ：神湊交差点付近から神湊港

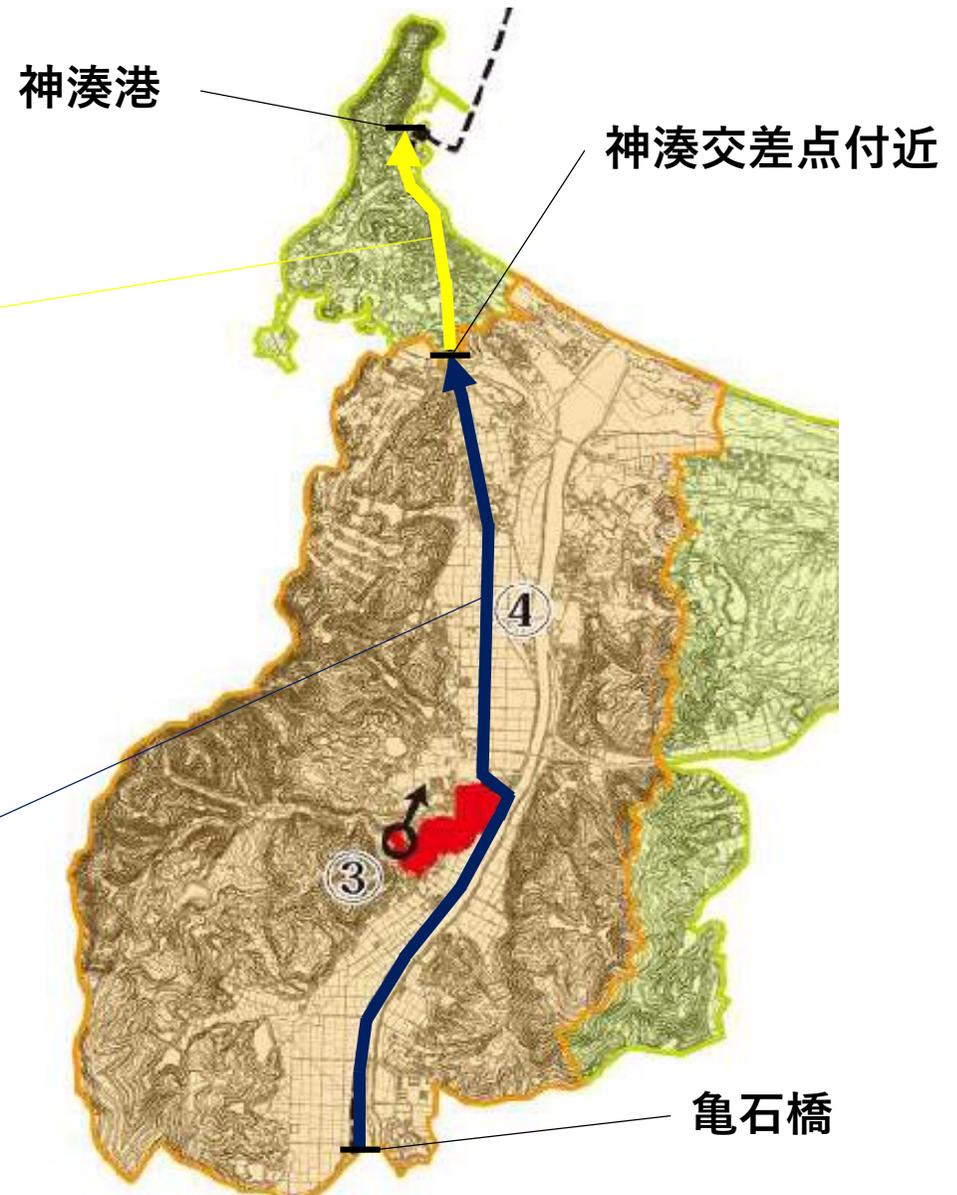


県道沿いに建物が密集し、ほぼ道に面する建物しか見えない。

景観重点区域Ⅰ：亀石橋から神湊交差点付近



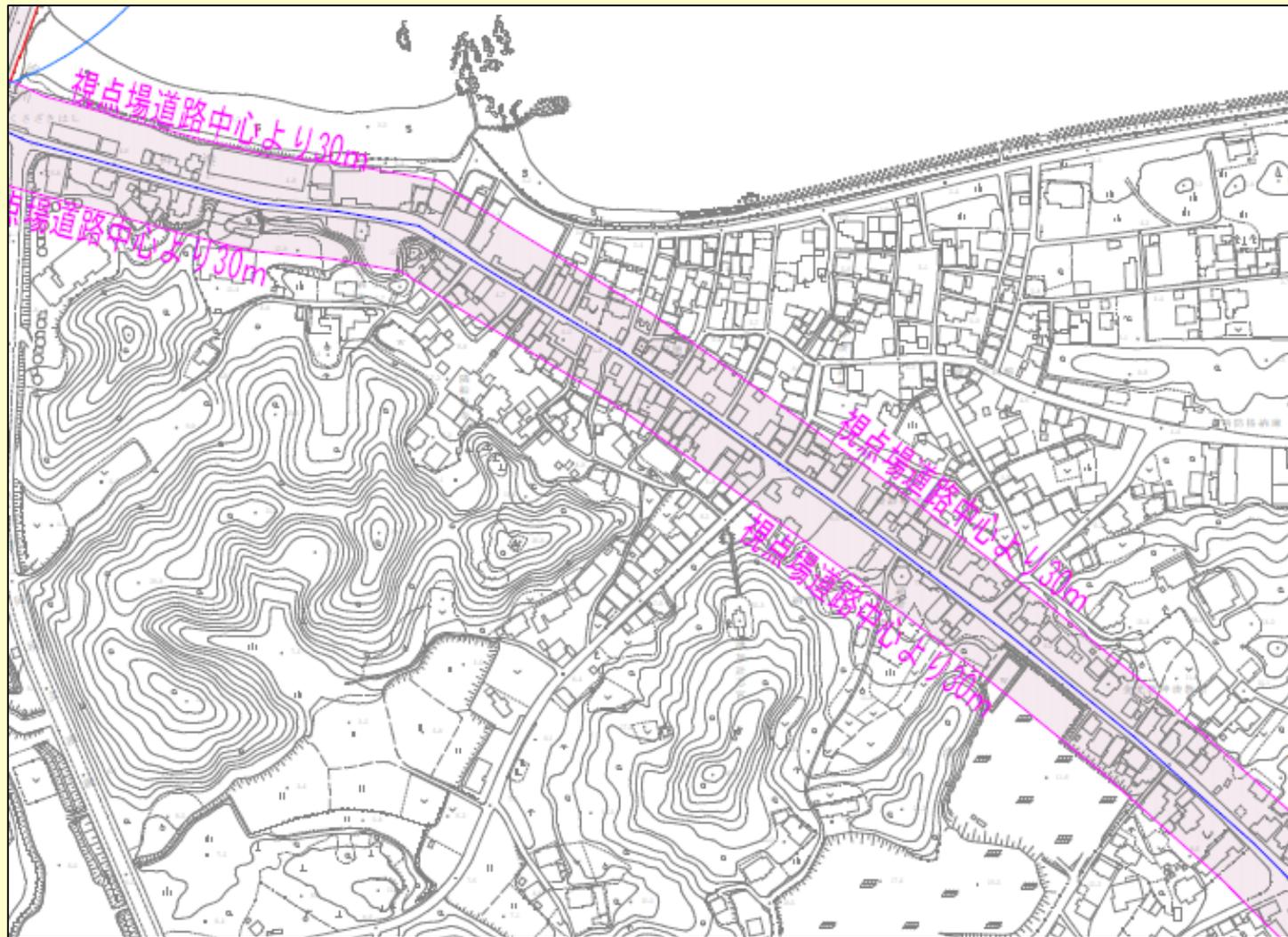
田園風景があり、建物が密集している範囲が少ないため、景観の広がりがある。



(視点場④： → + →)

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

景観重点区域Ⅱ：神湊交差点付近から神湊港

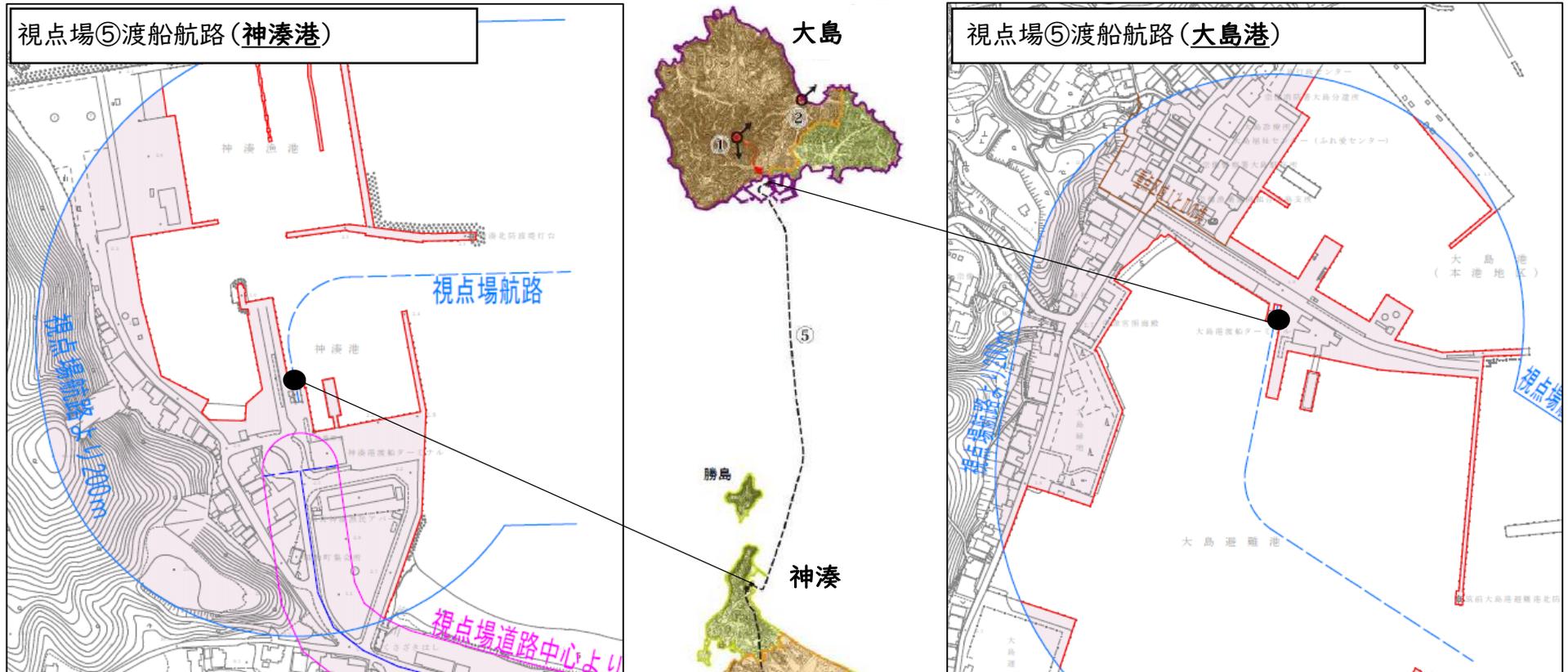


景観重点区域Ⅱの神湊交差点付近から神湊港までに限っては、
県道69号等の中心線から30mを一定の範囲とすることが妥当

2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

■近景の定義より範囲の再整理

「視点場④亀石橋から神湊までの県道69号等の一定の範囲を設定する」としたものの、200m以内の範囲を近景と定義したことや航路の特性を踏まえ、視点場⑤神湊から大島間の渡船航路から200m以内の範囲を一定の範囲とする。



2. 高さ・色彩・屋根形状の検証

(視点場⑤ : )



(視点場④ :  + )



現計画どおり、切妻・寄棟・入母屋の
勾配屋根 (3/10~6/10) とする範囲

- ・視点場④・⑤より200m範囲内
- ・視点場④の景観重点区域Ⅱにおいては、
30mの範囲

-  景観重点区域Ⅰ : 道路中心線より200m範囲内
-  景観重点区域Ⅱ : 道路中心線より30m範囲内
-  視点場⑤神湊から大島間の渡船航路から200m
範囲内

3. 太陽光発電設備の検証

④の検証

社会的課題に対応するため見直しを検討する景観形成基準

①高さ

②色彩

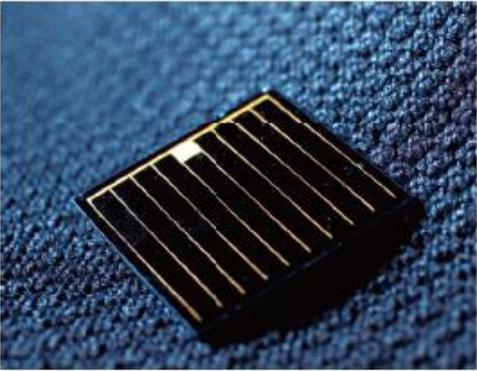
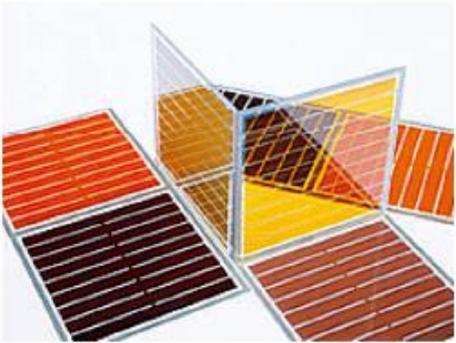
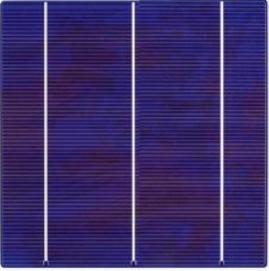
③屋根形状

④太陽光発電設備

3. 太陽光発電設備の検証

(1) 太陽光発電設備の特徴

■ 太陽電池の種類と普及率

太陽電池			
シリコン系 普及(普及率:97%)		化合物系 高付加価値(衛星等)	有機系 研究開発段階
単結晶 (普及率:89%)	多結晶 (普及率:8%)		
均一な黒系	青系		
			

* NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)「太陽光発電の技術及び産業・市場動向調査」「再生可能エネルギー技術白書」

* 普及率:世界の太陽電池生産量(2021年)

3. 太陽光発電設備の検証

(1) 太陽光発電設備の特徴

地上設置型 (平地に設置されるタイプ)	屋根置き型 (住宅やカーポート等の屋根に設置されるタイプ)
 <ul style="list-style-type: none">● 工作物であり、人々の営みを彷彿させるものではなく、工業的な印象を受ける。● 規模が大きくなりやすく、<u>景観への圧迫感が生じやすい</u>。● 周辺環境との一体性を保つことができない。 <p style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">公共空間から 見えないように配慮</p>	 <ul style="list-style-type: none">● 建築物であり、人々の営みと一体化され、周囲の街並みに合った印象を受ける。● 景観への影響は、地上設置型と比べ少ない。● 周辺環境との一体性を保つことができる。
<ul style="list-style-type: none">● 周辺環境との調和: 周囲の自然環境や景観に配慮した色彩やデザインを採用する● 植栽との組み合わせ: 太陽光パネルの周囲に植栽を施し、緑化を促進する● フェンスや塀の活用: パネルをフェンスや塀で囲い、景観への影響を軽減する	<ul style="list-style-type: none">● 建物の形状との調和: 建物の形状や色彩に合わせたパネルのデザインを採用する● 一体型パネルの採用: 屋根材と一体化したパネルを採用し、景観への影響を最小限に抑える● 周辺環境との調和: 周囲の景観に配慮したパネルの配置や反射しにくいパネルや色彩を採用する

3. 太陽光発電設備の検証

(2) 考察

現景観計画

その他工作物	塔状工作物 I・II
	壁状工作物
	横断工作物
	その他工作物 ・地上に設置された太陽光発電設備
	自動販売機

新景観計画

種類	景観計画上の区分	現計画の基準	新計画の基準
		地上設置型	工作物
屋根置き型	建築物の建築設備	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光パネルやフレームは、低明度かつ低彩度の色彩とする ● 低反射の太陽光パネルを使用 ● 附属設備は、低明度かつ低彩度の色彩とする
—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光パネルやフレームは、低明度かつ低彩度の色彩とする ● 低反射の太陽光パネルを使用 ● 建築物等と一体化させる ● 高さの最高限度は、太陽光発電設備を含めた高さとする

独立した区分として明確化

よりわかりやすい説明の提示

運用

- 推奨する太陽光パネルの種類のみ示
- 具体例の提示(良い例・悪い例)

現行計画で基準がないため明確化

3. 太陽光発電設備の検証

(3) 結論

○ “太陽光発電設備”の制限

- ⇒「その他工作物」として扱われていた太陽光発電設備を、独立した区分として明確化
- ⇒規制対象外であった屋根置き型の太陽光発電設備について、具体的な基準を新設

(太陽光発電設備全般へ追加)

- ・太陽光パネルやフレームの色彩基準
- ・低反射の太陽光パネルの採用

(地上設置型への追加)

- ・パワーコンディショナー等の附属設備の色彩基準

(屋根置き型への追加)

- ・太陽光パネルと建築物等との一体化基準
- ・太陽光発電設備を含む高さを建築物等の最高限度とする

○ “太陽光発電設備”の運用

- ・推奨する太陽光パネルの種類のみ明示
- ・具体例の提示(良い例・悪い例)

社会的課題に対応するため見直しの検討をした景観形成基準

①高さ

②色彩

③屋根形状

④太陽光発電設備



見直しの検討後、変更する景観形成基準

③屋根形状

●屋根形状の基準の弾力化:

望ましい屋根形状は勾配屋根であるものの、画一的に屋根形状を制限せず、資産と地域住民の生活との調和を図る

④太陽光発電設備

●太陽光発電設備の明確化:

「その他工作物」として扱われていた太陽光発電設備を、独立した区分として明確化

●屋根置き型設備への対応:

規制対象外であった屋根置き型の太陽光発電設備についても、景観への影響を考慮し、具体的な基準を新設